

足立区国民健康保険運営協議会 会議録

会議名	令和3年度 足立区国民健康保険運営協議会		
開催年月日	令和4年2月24日 (木)		
開催場所	東京芸術センター21階 天空劇場		
開催時間	10時～10時55分		
委員出欠状況	委員定数 21名 委員現在数 21名 出席委員数 16名 欠席委員数 5名		
出席委員	被保険者代表委員		
	宇佐美 明	北島 小夜子	小島 千恵子
	高橋 絹江	中村 重男	森下 秀重
	保険医・保険薬剤師代表委員		
	泉谷 明香	長山 真美	倉田 聡
	公益代表委員		
	芦川 武雄	大竹 さよこ	杉本 ゆう
	西の原 えみ子		
	被用者保険等保険者代表委員		
	猿田 康悦	田端 直樹	信田 雅彦
事務局出席者	区民部長 鈴木 伝一	国民健康保険課長 近藤 博昭	データヘルス推進課長 半貫 陽子
	庶務係長 星野 和伸	業務調整担当係長 相馬 一博	資格賦課・収納係長 栗山 裕樹
	給付・保健事業係長 大松 聖康	給付・保健事業係主査 平井 光一	滞納整理第一係長 茗荷 友彦
	データヘルス推進係長 池田 賢太郎	庶務係主事 緑川 円香	資格賦課・収納係主事 青木 朋子
会議次第	別紙のとおり		
会議に付した議題	1 審議事項 (1) 足立区国民健康保険条例の一部改正について (2) 足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例の廃止について		

令和3年度 足立区国民健康保険運営協議会会議録記録署名委員
(令和4年2月24日)

会 長	杉本 中子
委 員	小島 千恵子
委 員	信田 雅彦

(国民健康保険課長)

区内の新型コロナウイルス感染者が急増するなか、対面で協議会を開催したことの説明、感染防止対策についての説明、会議時間の短縮から報告事項は割愛することについての説明とお願い。

(国民健康保険課長)

令和3年度足立区国民健康保険運営協議会の審議事項のご案内。

区長が公務により出席できないことの報告。

(区民部長)

コロナ禍での開催となったことについての説明。

審議事項の1点目として、令和4年度の保険料率は、当初大幅な値上げとなる見込みであったが、足立区としては前年度と同じ金額を提案するなど、検討を重ねた結果、保険料の大幅な値上げは抑制できたことを説明。

審議事項の2点目として、柔道整復療養費案件調査委員会条例の廃止について説明。

(国民健康保険課長)

運営協議会資料の確認。

(国民健康保険課長)

委員の紹介は、新型コロナウイルス感染症拡大防止の観点から、席上配布した委員名簿にて紹介に変えさせていただくことを説明。

本日の欠席委員の報告。

(国民健康保険課長)

委員定数21名中16名出席。運営協議会が成立していることを報告。

(国民健康保険課長)

会長の選出。会長に会議の進行をお願いする。

会長の挨拶。

(会長)

開会のあいさつ及び会議録署名委員2名を指名。

会長庶務代理者の指名。

(会長職務代理者)

あいさつ。

(会長)

それでは、区長からの諮問事項を議題いたします。それでは区民部長、説明をお願いします。

(区民部長)

それでは、区長からの諮問事項を読み上げさせていただきます。

足立区国民健康保険運営協議会

会長 杉本 ゆう 様

足立区長 近藤 やよい

足立区国民健康保険運営協議会規則第2条の既定により、次のとおり貴協議会の意見をお伺いいたします。

諮問事項 1 足立区国民健康保険条例の一部改正について

諮問事項 2 足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例の廃止について

以上でございます。

(会長)

ありがとうございます。諮問理由等の説明

については、国民健康保険課長から説明をお願い致します。

(国民健康保険課長)

それでは、今回の諮問事項でございます 1 つ目の足立区国民健康保険条例の一部改正について、説明させていただきます。

区の国民健康保険料は、平成 30 年 4 月に施行された保険制度改革において、特別区統一保険料方式に基づいて算出しております。

今般、令和 4 年度の特別区統一保険料方式の保険料に関する特別区共通基準の改定がありましたので、それに沿った内容で改正を行う必要がありますので、今回、提案を申し上げるところでございます。

それでは、資料に従いまして順に説明させていただきます。

まず、資料の 1 ページ目、資料 1 をご覧ください。図 1 ですが、これは保険料と納付金の関係について示している図になります。

平成 29 年度までは国民健康保険制度は、区市町村単位で運営しておりましたが、財政運営の安定を図るため、平成 30 年度より制度改正があり、東京都が財政運営の責任主体となっております。これに従い、東京都は区市町村が負担している保険給付費の全額を納付し、区市町村は逆に納付金として医療費水準や所得水準を基にして東京都が算出する納付金を納めるというかたちになります。納付金を納めて保険給付の部分をいただくというかたちになっております。

また、納付金を納めるにあたり、標準保険料率というものが参考として提示されます。各区市町村は、納付金を東京都に納付しますが、納付金を納めるために必要な費用として、東京都から提示された標準保険料率を参考に区市町村ごとの料率を決定しております。

東京都から標準保険料率が提示されまし

たので、足立区の保険料率を今回報告するということとなります。

次に項番 2 の (1) は、東京都から提示された保険料率の令和 3 年度との比較になります。令和 4 年度にどれくらいの納付金を払うかを参考として載せさせていただきます。国民健康保険は、医療分、支援金分、介護分の 3 分野から成り立っており、それぞれの金額を記載しております。

2 ページになります。

こちらは、東京都による令和 4 年度標準保険料率の表になります。東京都から提示されていますのは、一番上の表になりますが、医療分 8.43%、支援金分 2.55%となっています。介護分につきましては、2.58%というかたちで、それぞれ前年度との対比を記載させていただきます。

どうして今回ここが上がったかといいますと、(4) に理由を記載させていただきます。

また、(3) に東京都の 1 人あたり保険料と足立区の保険料との比較の表を記載しておりますが、東京都と足立区の差はだいたい 8,000 円から 9,000 円の差がある状況です。

3 ページをご覧ください。

こちらは先ほど申し上げましたとおり、保険料がどういう区分で出来ているかというところになります。特別区統一保険料は、医療分、支援金分、介護分で成り立っており、医療分と支援金分に関しましては、皆様にお支払いいただく部分になります。

介護分については、40 歳から 64 歳の方に限り、介護保険料を徴収するというかたちになっております。

次に、(2) 特別区独自激変緩和の措置についてですが、先ほど申し上げたとおり、平成

30年度の制度改正の際に、保険料の急激な値上げを抑えるといかたちで激変緩和をとっております。

4ページの図1を見ていただければと思うのですが、平成30年を開始年度として、保険料全体の94%を納付金の総額とします。波線部分の6%部分に関しましては、激変緩和分、すなわち法定外繰入対応分、いわゆる税金を投入して緩和措置を進めてまいりました。

そして、令和6年度までの間に100%にするというのが激変緩和です。令和3年度の保険料を決定するにあたりまして、令和2年度から令和3年度にかけては、本来であれば96%から97%に上げるようになっていたのですが、新型コロナウイルス感染症が拡大した関係で、下図のように96%に据え置いたといかたちで、令和3年度の保険料を抑えてまいりました。

しかし、令和4年度をどうするかということで、先ほど部長も申し上げたとおり、この部分は区長会、部長会、課長会と色々な会の中で何とか保険料を抑えようと進めてきました。その結果、基本的には6年間で解消していくというのが区長会合意事項でありますので、本来、令和4年度にあたりましては、98%の保険料とすべきところを、原則論の96%から98%に上げるのは厳しいため、97.3%をベースとして、ここにコロナでかかった保険給付費を差し引いて、医療分を92.3%とした結果、全体で94%相当といかたちで、保険料を抑えることができました。

図2で言いますと、下の真ん中部分になります。ベースは97.3%ですので、プラス1.3%で計算して、94%相当といかたちで抑えております。

5ページをご覧ください。

(3)赤字削減・解消の取り組みに関しましては、これは国から求められているものですが、6年間で法定外繰入を減らしていきなさいという話になっております。この部分についても粛々と実行しなければならないのですが、新型コロナの関係もありますので、この部分は変わることもあるのかと考えているところです。

6ページをご覧ください。

足立区の場合、特別区統一保険料率を用いております。令和4年度、表では太線の枠の中になります。医療分7.16%、支援金分2.28%、介護分2.34%といかたちで計算させていただきます。

特別区全体としますと131,813円ですが、足立区の所得に合わせて計算しますと117,783円となり、特別区と比べ約14,000円の差があるという結果になりました。

続きまして7ページになります。

これはモデルケースで、例えば65歳以上の年金受給者で100万円ごとにどれくらい保険料が上がっていくのかの表になります。それぞれケースが異なるかたちで計算させていただきます。ぴったり当てはまる方はいらっしゃらないかと思いますが、モデルとして見ていただければと思います。

続きまして9ページをご覧ください。

4月からですが、未就学児の均等割保険料軽減というものが導入されます。未就学児の均等割に関しましては、4月から5割軽減が開始されます。

それに伴いまして、低所得者に関しましては7割、5割、2割で軽減の実施がされておりますので、その世帯に関しましては未就学児がいますと、その部分を上乘せで減額とい

うかたちになります。

足立区の未就学児の人数は、だいたい3,800人程度です。区の持ち出しとしては4分の1、負担見込額として2,300万円程度となっております。

実施される低所得者の世帯に関しましては、例えば9ページの図1を見ていただくと分かりやすいのですが、7割軽減の世帯ですと、残りの3割の5割、1.5割が追加されるというかたちです。

5割の方ですと2.5割が追加、2割ですと8割の半分の4割となり、8.5割、7.5割、6割というかたちで軽減を実施させていただきます。

次に10ページの2番になります。

結核医療給付金の支給判定に係る課税対象者の年齢区分の変更です。これは民法が改正になりまして、成人年齢が引き下げになります。20歳から18歳に変わることに伴いまして、こちらの成人年齢区分も改正していくこととなります。

3番です。

保険料賦課限度額の変更です。

令和3年度までは、保険料最高額が99万円です。令和4年度は102万円になりますので、3万円上がることとなります。それぞれ医療分、支援金分について、65万円、20万円、介護分については据え置きの17万円、合計102万円というかたちになります。

財政安定化基金の用途拡大については、資料を読んでいただければと思います。機能が拡大されました。

11ページをご覧ください。

資料5ですが、特別区の保険料率を改正するにあたりまして、統一基準ですので足立区

の条例もこれに沿って改正してまいります。改正する内容を表にまとめております。

14ページ以降に条例の新旧対照表があります。

2の保険料賦課限度額の変更です。

先ほど102万円とお伝えしたものを表にしています。

3の低所得者の保険料の減額ですが、医療分、支援金分、介護分でそれぞれ該当した場合、どれくらい保険料に差があるのかを表しており、2,310円から80円の差となっております。

4が未就学児の被保険者均等割額減額の新設です。先ほども申し上げたとおり、7割減なら1.5割を追加という内容を表にしております。

13ページですが軽減額です。

それぞれ改正案に対し、さらに均等割軽減が該当した場合にいくらになるか、というかたちになります。

例えば、医療分42,100円の2割のところだと8,420円ですので、1割にしますと4,210円、その4倍の16,840円になり、軽減額合計は25,260円となります。

5番は先ほどの結核給付金の支給判定に係る課税対象者の年齢区分変更についてです。

その他にも条例改正により新旧対照表を付けましたので、後ほど見ていただければと思います。

続きまして諮問事項の2です。

足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例の廃止についてご説明申し上げます。25ペ

ージを開いていただければと思います。

こちらの案件調査委員会というのは、柔道整復療養費の支給適正化を図るために区長の附属機関として設置した委員会でございます。当初、ほとんどの区は設置しておらず、足立区独自でやっていたものですが、東京都国民健康保険団体連合会の中にも同じような機能が設置されています。そちらの委員会の機能が充実してまいりまして、重複して実施している状況でございます。

実際、足立区の委員も東京都の委員として入っておりますので、二重で実施しているかたちになっておりました。

今回は国保連合会の方に一本化するということで、足立区の委員会を廃止するというものになります。金額的には、表を見ていただければお分かりいただけるかと思いますが、若干扱っている金額も下がってきており、今回廃止といたしました。

提案についての説明は以上となります。

(会長)

ありがとうございました。それでは委員の皆様から何かご質問等ございましたら挙手をお願いします。

(公益代表委員)

まず確認ですが、今回の保険料ですが、医療分と支援金分を合わせたものでは1人あたりの保険料は131,813円となり、対前年度比6,824円の値上げとなっておりますが、いかがでしょうか。

(国民健康保険課長)

特別区統一の計算になっており、131,813円、そのとおりでございます。

(公益代表委員)

これを被保険者の保険料計算シミュレーションで見ますと、例えば年金収入230万円で65歳以上、1人世帯だと保険料がいくら値上げになるのか教えていただけますか。

(国民健康保険課長)

2,350円ほどの値上げとなります。

足立区の収入に換算しますと、令和4年度の足立区の1人あたり保険料は117,783円です。1,950円ほどの値上がり幅になりますので、若干それよりは多いというかたちになるかと思えます。

(公益代表委員)

足立区民の所得に寄せていくと特別区よりも保険料が低くなっているのは分かりませんが、それは保険料を値下げしたことにはならず、足立区民の所得が減っている、生活が苦しくなっているということの現れではないかと思えます。

実は、この世帯になっている方が令和3年度の国保料、介護保険料、区民税、都民税合せて合計年275,000円以上の支払いがあります。月にすると23,000円くらいの支払いになるのですが、この方は公団にお住まいで、古いところなので家賃が72,000円とおっしゃられていましたが、年間で864,000円かかります。年金収入から12%ほどが保険料、税で取られて家賃を含むと半分になると。公団などで何とか生活できているが、これ以上保険料が上がったら生活できないと。こういう相談があるのですが、このような状況、生活費が10万円くらいで生活している状況をどうお感じになりますでしょうか。

(国民健康保険課長)

重々承知はしております。当初、値上げ幅が14,000円と提示されたとき、これはまずいと思ひまして、区長会、部長会、副部長会

など様々な会の中で値下げの方向で、おそらく足立区が唯一だと思いますが、主張してきた経緯がございます。結果として、少し上がってしまいましたが、そういう部分もあり値上げ幅の抑えが出来たのではないかと考えております。

もし大変だという声があれば、国民健康保険課にご相談いただければと思います。

(公益代表委員)

生活が大変になっている実態は本当に大変だと思います。

もう1人の方は、70代前半のクリーニング店を営んでいらっしゃる方で、この道一筋でご夫婦でやられてきたと。連れ合いが亡くなり、息子様とやっていたら、息子様はやっていけないうと独立をしてしまいました。

コロナの感染拡大でお客様は減る、さらにオミクロン株の拡大で追い打ちをかけて経営は赤字になる、そのうえ原油高騰で燃料の灯油が上がって、プラスチック削減の目標をとということでお客様からハンガーを回収しなければならなくなるという指示もある。物価は高くなる、ますますお客様が少なくなって原材料費も高くなって、今後はとてもお店はやっていけないと、そういう状況に陥っているということです。

そういう中で今、国民健康保険料などが重くのしかかっているのだという実態をお話ししていただきましたのですが、本当に実際、このコロナ禍で物価は上がり、ガソリン、原油は上がって、一方では年金は下がっていく。そしてお給料は上がらない。こういう中で国は低所得者への10万円の臨時給付金を出しているというこんな状態のときに、例え幅は少なくなったと、努力されたということは十分わかるのですが、こういうところで国保料も値上げすることを打ち出していくのは、ど

う思われているのか。お聞かせ願えますか。

(国民健康保険課長)

良いと思っているわけではありません。

年収の1割くらいを保険料で支払わなければならない状態だと思っておりますので、本当に厳しいものと実感しております。

ですので、なるべく上がり幅を上げない、本当は下げる方向にしたかったのですが、各区の同調を得られなかったというのがありますし、そういうところを考えると、今後としては対応していきたいと思っております。

(公益代表委員)

制度の問題として国保料が毎年上がってしまうと、その理由は主に病院にかかる人が増え医療費が増えていく、医療の高度化で医療費が増える、特に東京の大都市は高度な治療を行うための医療機関を置いておくようなことでも医療費は高くなると思います。

また国保の加入者は減っている。後期高齢者医療保険に移行する人とか、滞納をしなければならない人とか、社保の方に異動するだとか、一人当たりの負担が大きくなっている。また組合・自治体の公費負担は削られているということも、挙げられると思います。

この辺りの見直しをしていかないといけないと思っております。国がお金を出すと、先ほどご説明のあった平成30年度から国保の都道府県加入の保険者になっている東京都が責任を持ってお金を出していくとか、各自治体、足立区が一般会計から繰入を行うとか、色々な方法はあると思います。そういうことをやれば、少しは抑えられるのではないかと、負担を軽減することができるのではないかと考えています。

それで例えば、特に激変緩和のところで6年間で一般会計からの繰入をゼロにするというこのへんにつきましても法定外繰入を

解消するというこの中止を国に強く求めていって、23区の区長会で話ができるということであれば、本当に力を注いでいただきたい。そして区民の負担を軽減してもらいたいという思いはすごくするのですが、このへんの制度の問題についてはどうお考えでしょうか。

(国民健康保険課長)

今回、国と東京都の方に関しましても昨年の12月20日と21日にそれぞれ緊急要望書を出しております。国からは、大都市特有のことゆえ、特に他のところからは聞いていないということで、今のところ回答はありません。東京都からはゼロ回答となっております。

法定外繰入の延長につきましても、例えば課長会などで議論していくものだと思います。機会を捉えて対応をしまいたいと思っております。

(公益代表委員)

是非お願いしたいと思っております。

そしてもう一点、このシミュレーションの中で、例えば給与収入が400万円、40歳以上65歳未満、配偶者は無収入、そして子どもが所得なしの就学中、4人世帯の保険料についてですが、保険料の値上げがいくらになるか教えてください。

(国民健康保険課長)

就学中ですので、先ほどの均等割軽減が使えないというかたちになりますので、13,332円ほど上がるというかたちになります。

(公益代表委員)

やはり均等割は、子どもの数に応じて値上げ幅がすごく高くなっていると思います。実際、子どもの均等割軽減が4月から始まるということで、8ページの5番のところで給与

所得者65歳未満の3人世帯のお子さんのシミュレーションがありますが、見事に増加がマイナスと言いますか、負担減になっていることは見られるのですが、やはりこのように均等割を軽減したというところで、やれば出来る、それこそ区民負担を減らす、軽減できるということの現れだと思います。

実際、今このシミュレーションを聞きましたけれども、子どもの均等割の減免は就学前の子どもさんで、じつは子どもが就学してからの方が本当に教育関係にお金がかかるのです。

子どもの均等割減免をもっと拡充して、例えば18歳までの拡大を国に求めるべきであると思うとともに、区としても独自にこの辺の子育て世代の減免の実施を、是非、拡大して行っていただきたいと思っておりますけれども、この辺はいかがでしょうか。

(国民健康保険課長)

区独自ですと、統一保険料方式ですので、他区の同調が得られないと難しいと思っております。

全国市長会の方で昨年の11月ですが、均等割軽減の範囲の拡大を要望しております。市長会の中には特別区長会も入っておりますので、国には意見を届けています。

まず、均等割軽減が始まったというのは第一歩だと思いますので、これからも要望できれば実施していきたいと思っております。

(公益代表委員)

コロナ特例減免が2月4日の時点で2,446件に達しているというところでは、値上げは区民の負担を大きくしていると思います。コロナ減免を続けている一方で値上げなんてとんでもないと私は思っております。特例的な対策で値上げを抑えていくべきだと思いますので、こうした状況からも、とり

わけコロナ禍で区民生活が本当に深刻になっているこのなかで、住民に負担を押し付けているこの値上げ幅には賛成することは出来ないなということを申し上げて、質疑を終わらせていただきたいと思います。

(会長)

他に質問はございますでしょうか。

(公益代表委員)

役所の皆様からも色々説明を受けまして、これは足立区だけでのことではなく、東京都他の関係もあると、私はだいたい理解はしております。今、色々お話にございましたとおり区民委員会とか、そういうところで具体的に要望やご用件があった時にはやっていただいて、大勢の議員さんがいらっしゃいますので、ほかの方のご意見も議事の方で進めて、お願いしたいなと思っております。

(会長)

他に質問はございますでしょうか。

(被保険者代表委員)

ひとつだけ確認をさせていただきたいと思えます。

資料3のところ、7ページと8ページの表について、非常に違和感があるのが、高収入の方が減額になっているというところ。これは保険数理の影響なのかどうかちょっとわからないのですが、ご説明いただけますでしょうか。

(国民健康保険課長)

本来であれば逆のかたちになってしまっているのが現状です。本来ここを押しえていかなければならないというところなのですが、実際のところ保険料を計算するにあたりまして、医療分のところから106億円相当を

引いております。色々な計算をした結果、こちらが上がってしまったということになります。

(被保険者代表委員)

今では全然わかりません。

(事務局)

高所得者のところで減額になっている理由につきましては、保険料の計算の仕方というのが、均等割という部分で頭数に応じてお金がかかる部分と、所得に対して所得割率というパーセンテージをかけて計算をするという2部構成になっております。

そして所得に対してかかってくる所得割のパーセンテージが4年度につきましては、医療分と支援金分でマイナス0.1%となりました。

ですので、所得の高い方々にとっては、所得に対してかかる所得割率がマイナス0.1%になりましたので、その分高所得者の方ほど減額になるという仕組みになっております。

(被保険者代表委員)

その通りですね。なぜ、そういった所得割額になるのか、というのを説明してほしいのですが。計算はそういうことですが、なんでそういう所得割額の割合になるのか、というのが質問の根本です。

(事務局)

所得割率が下がった理由につきましては、コロナウイルスで医療分が上昇してしまった部分について、東京都全体で約106億円という概算を出しました。その部分の手当てをしようというところで、医療分のところに106億円を一般会計から投入しました。その結果、所得割率を抑えまして、ただ医療分については7.13%から7.16%に0.03%上がり、

後期高齢者の支援金分については 2.41%から 2.28%にマイナス 0.13%下がりました。

医療分と支援金分を合わせると所得割率が 9.54%から 9.44%に下がったので、結果的に高所得の方は減額になっているというかたちです。

(被保険者代表委員)

ありがとうございます。

これは質問ではなく要望というか、ぜひ検討事項として、是非行政の皆様にお考えいただきたいことですが、いやらしい言い方でいうと、取れるところからはしっかり取らないとだめ、だと私は思っています。取れるところはどこかと言うと、先ほどの公益代表の委員さんの話じゃないですけど、日々の暮らしが一生懸命のかつかつの方から取るのではなく、という話になると思います。

こういう側面もあると思うので、是非これは一度お考えいただけるとありがたいなど。もちろん所得割額のパーセントというのは足立区だけで決めて良いのかは私は詳らかではないですけども、もし足立区の考えが反映できる部分がどこかにあるのであれば、そういうところを是非ご検討いただければ、というところでよろしく願い致します。

(会長)

ありがとうございます。他にご質問のある方はいらっしゃらないでしょうか。大丈夫ですか。

では、各委員の方からいただいたご意見をしっかりと審議していただけたらと思います。

それでは、採決に移りたいと思います。

これより、足立区国民健康保険条例の一部改正についてと足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例の廃止について採決いたし

ます。

まず足立区国民健康保険条例の一部改正について原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

《挙手》

(会長)

挙手多数であります。よって、本件は諮問のとおり決定し、答申いたします。

続いて足立区柔道整復療養費案件調査委員会条例の廃止について原案どおり決することに賛成の方の挙手を求めます。

《挙手》

(会長)

挙手多数であります。よって、本件は諮問のとおり決定し、答申いたします。

なお、答申書につきましては、議長に一任をお願いいたします。

皆様、長いお時間ご審議いただきありがとうございました。

また事務局から説明がありましたとおり、本日は感染防止対策によりまして、会議時間の短縮のため、2 番の報告事項につきましては割愛とさせていただきます。皆様、各自で資料をご覧いただきましてご不明な点等ございましたら後日直接事務局の方に問い合わせいただけたらと思います。

これを持ちまして、令和 3 年度第 1 回足立区国民健康保険運営協議会を終了させていただきます。